

別云長	理								

日医発第 806 号 (健Ⅱ)
令和 4 年 7 月 28 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナワクチンの 4 回目接種の対象拡大について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部 (局) 宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、新たに規定された 18 歳以上 60 歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する 4 回目接種の実施に当たっての留意事項を示すものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

○18 歳以上 60 歳未満の「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」について、具体的には、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者を対象とすること。

○接種券の発行に当たっては、下記の 5 つの方法の他、別添の参考様式を活用して、医療機関等ごとに対象者を取りまとめた上で、市区町村へ申請する方法が考えられること。

(参考)「新型コロナワクチン追加接種 (4 回目接種) の体制確保について (その 3)」(日医発第 361 号 (健Ⅱ) 令和 4 年 5 月 13 日) で示された 5 つの方法

- ①対象者の申請により接種券を発行する方法
- ②接種会場において接種券を発行する方法
- ③接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法
- ④一部の 4 回目接種対象者となる可能性の高い者に接種券を送付する方法
- ⑤18 歳以上 60 歳未満の 3 回目接種完了者全員に接種券を送付する方法

○やむを得ず接種券なしでの接種を実施する場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和 3 年 11 月 30 日付 (健Ⅱ421F)) 及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」(令和 4 年 2 月 1 日付 (健Ⅱ522F)) に沿って対応すること。

○基本的にはすでに配送されているファイザー社及び武田/モデルナ社ワクチンを使用することが考えられるが、「新型コロナワクチン追加接種 (4 回目接種) に使用する武田/モデルナ社ワクチンの追加配送等について」(令和 4 年 7 月 20 日付日医発第 744 号 (健Ⅱ)) における、8 月 1 日の週の後半及び 8 月 8 日の週の前半の武田/モデルナ社ワクチンの追加配送も可能であること。

